

## 令和元年度 第1回東海村固定資産評価審査委員会 会議録

- 日 時 : 令和元年11月1日(金) 午後1時30分から午後2時
- 場 所 : 東海村役場 別館 101会議室
- 出席者 : 須田源一委員長 佐藤富夫委員 伊藤宰委員  
 税務課 山本補佐 川上係長
- 事務局 : 総務課 鷹野課長補佐 須藤係長 星野主任
- 議 題 : (1) 委員長の選出について  
 (2) 令和元年度 不服申立て件数について  
 (3) 令和元年度 縦覧及び閲覧結果について  
 (4) 税務課の取組状況等について
- 結 果 : (1) 委員長: 須田源一委員長  
 委員長のあらかじめ指定する代理委員: 伊藤宰委員  
 (2) 不服申立てなし  
 (3) 閲覧件数31件, 縦覧者件数2件  
 (4) 報告: 全棟調査の進捗状況及び被災地支援の状況について

### 《 会 議 録 》

<b>1. 開会</b>	
<b>2. 総務課長補佐挨拶</b>	
鷹野補佐	<p>本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。</p> <p>本来ならば総務課長より挨拶を申し上げるところでございますが、本日は所用により不在であるため、私から挨拶をさせていただきます。</p> <p>村では平成12年度以降一度も審査申出が無いという状況が続いていますが、これは税務課資産税担当がしっかりと住民対応をしていることの成果であると考えられますので、担当者には引き続き丁寧な対応をしてもらいたいと思います。</p> <p>最後ではありますが、委員の皆様におかれましては慎重な御審議と貴重な御意見を賜りますようお願いしまして、私からの挨拶とさせていただきます。</p>
<b>3. 議題</b>	
<b>(1) 委員長の選出について</b>	
須田委員長	委員長選任にあたり委員の皆さんの意見をいただきたいと思います。
佐藤委員	須田委員長の再任で引き続きお願いしたいと思います。
伊藤委員	異論ありません。
須田委員長	それでは、協議により委員長再任と決まりましたので、また一年間よろし

	<p>くお願いいたします。</p> <p>委員長代理については、今回は伊藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
伊藤委員	分かりました。よろしくお願いいたします。
<b>(2) 令和元年度 不服申立て件数について</b>	
星野主任	今年度の不服申立てはありませんでした。
<b>(質疑応答)</b>	
	特になし
<b>(3) 令和元年度 縦覧及び閲覧結果について、(4) 税務課の取り組み状況等について</b>	
川上係長	<p>令和元年度の名寄せ閲覧件数は、個人12件、法人19件、合計31件であり、そのうち窓口申請が19件、郵送申請が12件でした。閲覧の対象となった資産の種類は、1人で複数の資産を有している場合もあるので申請件数と表中の件数が一致していませんが、土地22件、家屋19件、償却資産7件でした。</p> <p>価格等縦覧帳簿の縦覧については、個人によるものが2件でした。</p>
山本補佐	<p>続いて、税務課の取り組み状況について説明させていただきます。</p> <p>家屋につきましては、平成27年度から引き続き全棟調査を実施しています。今年度は石神内宿をメインに調査を行い、来年度は豊白に移っていく予定です。今年度までに調査を終えたのは、竹瓦、亀下、東海一丁目から三丁目、豊岡及び石神外宿です。</p> <p>土地につきましては、次回の評価替えが令和3年度のため、令和2年度は土地の鑑定評価等の事務に力を入れていく時期となります。</p> <p>また今回の災害に対する支援として、村では大子町と常陸大宮市に対して職員の派遣を行っており、11月からは常陸太田市にも職員の派遣を行います。特に、常陸大宮市への支援内容は、住家の被害認定調査及び被災証明書の発行ということなので、税務課職員を中心とした職員の派遣を行ったところです。</p>
<b>(質疑応答)</b>	
須田委員長	土地の評価について、今般の台風や大雨により浸水が生じた地区の評価に関して、河川の氾濫や越水等の場合と異なり、排水溝等の都市基盤設備の不備等を理由とした浸水の場合に、土地の評価額は影響を受けないのか。
山本補佐	都市基盤設備の不備等を理由とした浸水の場合、影響はないと思われる。
須田委員長	全棟調査の進捗状況について、現時点で全体の何割程度終わったのか。
山本補佐	一つの土地に建物が一つというわけではなく、実際に調査に入ると増築等がある場合があり、正確な数字は出せないが、2割から3割程度終わったものと考えている。

佐藤委員	古い建物の建築年度について、どのように確認しているのか。
山本補佐	国土地理院のホームページでおおよその建築時期を確認したうえで、所有者に聞き取りを行っている。
須田委員長	閲覧・縦覧関係の表について、名寄せ閲覧を行う法人は、毎年同じ法人であるのか。
山本補佐	名寄せ閲覧を行う法人は、毎年同一である。
須田委員長	価格等縦覧帳簿の縦覧について、縦覧する際の申請書には何のために見るのかという理由の記載は必要か。
山本補佐	理由の記載は必要ない。
<b>4. 閉会</b>	
須田委員長	本日予定されていた議題は以上です。ありがとうございました。